第十二条第二号中「又は行政執行法人職員等であった」を「、行政執行法人職員等であった者又は国派遣職員であった」に、「又は行政執行法人職員等として」を「、行政執行法人職員等又は国派遣職員として」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十一月十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―一二―二二

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「使用される者」の下に「若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員」を加える。

附　則

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。